

平成27年度における東北地区の景品表示法の運用状況等

平成28年6月8日
公正取引委員会事務総局
東北事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成27年度における東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の6県）の景品表示法の運用状況等は、次のとおりである。

第1 景品表示法違反事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局東北事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

平成27年度における景品表示法の事件処理件数は、指導が1件であった（平成27年度の処理事件は、別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
表 示 事 件	0	0	6	1	6	1
景 品 事 件	0	0	1	0	1	0
合 計	0	0	7	1	7	1

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局東北事務所取引課
電話 022-225-7096（直通）
ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

2 表示事件

平成27年度に処理した表示事件は1件で、優良誤認（景品表示法第5条第1号）であった。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
優良誤認 （第5条第1号）	0	0	2	1	2	1
有利誤認 （第5条第2号）	0	0	4	0	4	0
原産国表示等 （第5条第3号）	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	6	1	6	1

（注）平成28年4月に改正法（平成26年法律第118号）が施行された後の景品表示法の条項番号を記載（以下同じ。）。

3 景品事件

平成27年度に処理した景品事件はなかった。

表3 景品事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
懸賞景品告示	0	0	0	0	0	0
総付景品告示	0	0	1	0	1	0
合 計	0	0	1	0	1	0

4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置（注）

平成27年度に行った勧告及び指導はなかった。

（注）平成26年12月に施行された景品表示法の改正法により、事業者は、景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこととされた。消費者庁は、①事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

平成27年度に受け付けた相談件数は160件であった。具体的な相談内容としては、景品類の提供限度額に関する相談、食品の原材料表示や商品の性能表示に関する相談、商品を販売する際の二重価格表示に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

平成27年度において、事業者団体等が開催する講習会に、計3回講師を派遣し、また、山形県東村山郡山辺町（平成27年5月）、宮城県遠田郡美里町（平成27年9月）、福島県郡山市（平成27年10月）、福島市（平成27年11月）、盛岡市（平成28年2月）、仙台市（平成28年3月）及び福島県西白河郡西郷村（平成28年3月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催するなどした。

3 関係行政機関との連携

仙台市において開催された「消費者行政ブロック会議（北海道・東北ブロック）」（平成27年9月）及び「景品表示法ブロック会議（北海道・東北ブロック）」（平成28年1月）に参加するなど、東北地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。